

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

株式会社 鈴木水産は女性の活躍推進を当社の重要課題と位置づけ、次のとおり行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和5（2023年）年12月21日～令和10（2028年）年12月20日

2. 当社の課題

当社は従業員総数約510名の内、約250名の正社員を擁しているが、男性7割、女性3割の比率となっている。

また、正社員以外の短時間労働者は約260名いるが、男性2割に対し女性8割と圧倒的に女性の比率が多い状態である。

目標2に掲げる残業時間の削減には適正な人数の正社員を各店舗へ配置する必要があることから、女性の多い短時間労働者の正社員登用を目標1に定める。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1（職業生活に関する機会の提供）

短時間労働の非正社員を2人以上正社員登用し、店舗の円滑な運営を実現する。

〈実施時期・取組内容〉

- ・2023年12月～ 店舗を戸別訪問し、短時間労働者へ雇用形態転換について個別の聞き取り調査を行う。特に社会保険に加入している短時間労働者へ正社員として勤務の可否について話し合いを行う。
- ・2024年5月～ 正社員転換希望者のいる店舗長と正社員の配置について意見交換を行う。短時間労働者を正社員に登用した場合、シフトにどのような影響があるか調査・検討する。
- ・2024年8月～ 店長の推薦を受け、正社員転換制度規程に基づき社員登用試験を実施する。
- ・2024年9月～ 店舗毎に上記の勤務形態転換について話し合いを実施する。
- ・2026年9月～ 適正な正社員配置が行われているか、人事制度の問題点はないか、各店舗を訪問して聞き取り調査を行う。
- ・2027年9月～ 人事制度について、顧問社労士と見直しの要否、改善点等を検討する。
- ・2028年5月～ 人事制度に関して点検作業を顧問社労士の指導下で実施する。

目標 2（職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備）

全社員の 1 か月あたりの平均残業時間を 30 時間以内とする。

〈実施時期・取組内容〉

- ・ 2023 年 12 月～ 残業の実態調査を店舗毎に実施
- ・ 2024 年 3 月～ 残業時間月平均 30 時間以内とするために適正な人員配置が行われているか調査、検討を行う。
- ・ 2024 年 10 月～ 適正な人員配置が行われている店舗から、残業時間の実態調査を行う。
- ・ 2025 年 5 月～ 店舗毎に残業時間の実態調査を行い、残業が減らない店舗への指導を強化する。
- ・ 2026 年 5 月～ 全店的な残業時間の実態調査を行い、平均残業時間 30 時間以内を達成できていない店舗と残業時間削減の方策について意見交換を行う。